足利市立坂西中学校長 大浦 権治

学校感染症による出席停止について

学校感染症は、学校において予防すべき感染症として、学校保健安全法に定められた感染症のことをいいます。児童生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と他への伝染・流行を防ぐため、出席停止(欠席日数に含まれません)の処置をとることになっております。

万一、お子さんが感染症と診断された場合は、医師の登校許可が出るまでは出席停止となります。以下の出席停止期間を参考に、ご家庭でゆっくり療養させてください。

*これまで、医師の「治ゆ証明書」をいただく必要がありました。しかし、これから足利市小・中学校では、医師から登校許可がでたら、右記の「登校届」を保護者の方が記入し(病名、診断された病院名、休んだ期間など)提出していただくことになりました。「登校届」を登校の際に学級担任へ提出してください。

主な感染症における登校基準

学校保健安全法施行規則より

病名	登校基準						
3434FI	(目安です。個人差もあるので必ず医師の指示に従ってください。)						
麻しん	 解熱した後3日を経過するまで						
(はしか)	解然した後3日を駐週するよく						
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、						
(おたふくかぜ)	かつ、全身状態が良好になるまで						
風疹							
(3 目はしか)	発疹が消失するまで						
水痘	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで						
(水ぼうそう)	y・、Cv/光がハサイク/IL (パ゚c' ぬ に)						
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで						
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで						
(プール熱)	工安畑仏が旧座しに後4日を経過りるまで						
溶連菌感染症	適切な抗生剤治療後24時間を経て、解熱し、全身状態良好になるまで						
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が消退した後、全身状態がよい者						
マイコプラズマ	感染力の強い急性期が終わった後、全身状態がよい者						
感染症	燃朱月四思い忌注朔が終わつた後、王才仏態がよい名						
手足口病	全身状態が安定した者						
ヘルパンギーナ	全身状態が安定した者						
伝染性紅斑	発疹のみで全身状態のよい者						
(リンゴ病)							

登 校 届

足利市立坂西中学校長 様	インフルエンサ の場合、○型と ご記入ください。									
年 組 番	生徒氏名					(例)	i) インフルエンザA型			
病名							\			
診断を受けた病院										
出席停止期間(休んだ日)	平成	年	月	В	~	月	В			
医師の許可が出ましたので登校します。										
				平成		年	月	В		
		<u>保護</u>	者氏名							
	登	校	届							
足利市立坂西中学校長 様									ک	
年組番	生徒氏名					ご記入ください。 (例) インフルエンザA型				
	土ルの	<u> </u>								
病 名							V			
診断を受けた病院										
出席停止期間(休んだ日)	平成	年	月	В	\sim	月	В			
医師の許可が出ましたので登校します。										
				平成		年	月	В		
		保護者						(ED)		